

商品概要

スーパー定期貯金〈単利型、複利型〉

(令和7年11月4日現在)

商 品 名	・特別金利定期貯金																
ご利用いただける方	・個人のみ																
取扱期間	・令和7年11月4日から令和7年12月30日																
期 間	・1年（自動継続のみ） ・3年（自動継続のみ）																
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入（ＡＴＭおよびネットバンクでの預け入れは対象外） ・100万円以上（新たな資金の預け入れに限ります。） ・1,000万円を超えての預け入れでも大口定期としない。 ・1円単位																
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利については、店頭窓口またはホームページにてご確認ください。																
中途解約時の取扱い	【スーパー定期貯金〈単利型〉】 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・約定した預入期間が1か月以上1年未満の場合 <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table> ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 【スーパー定期貯金〈複利型〉】 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ・約定した預入期間が2年超3年以下の場合 <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×50%	① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																
② 6か月以上1年未満	約定利率×50%																
① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率																
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%																
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%																
④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%																
⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%																
⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%																
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または企画管理部（電話：0858-23-3085）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 企画管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる 事項	・ 証書式定期でのお取扱いはできません。 ・ 本商品の取扱条件として、預入資金は他行等からの新規の資金に限ります。新規の資金とは、期間中に現金（小切手）・振り込み等により預け入れされた資金です。既に当 J A に預け入れの資金や、定期貯金等の満期資金、ご解約資金等による預け替えは対象外となります。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

J A 鳥取中央